

高知県建設工事共通仕様書 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						現 行							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1					第1編	共通編	1					第1編	共通編
1	1				第1章	総則	1	1				第1章	総則
1	1	1			第1節	総則	1	1	1			第1節	総則
1	1	1	1		1-1-1-1	適用	1	1	1	1		1-1-1-1	適用
				1~5		(略)					1~5		(略)
1	1	1	2		1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2		1-1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	1~36A		(略)	1	1	1	2	1~36A		(略)
1	1	1	2	37	37. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて完了の確認を行うことをいう。	1	1	1	2	37	37. 工事検査	工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて完了の確認を行うことをいう。
1	1	1	2	38	38. 検査職員	検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	1	1	1	2	38	38. 検査職員	検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
1	1	1	2	39~50		(略)	1	1	1	2	39~50		(略)
1	1	1	3		1-1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3		1-1-1-3	設計図書の照査等
1	1	1	3	1~3		(略)	1	1	1	3	1~3		(略)
1	1	1	4		1-1-1-4	施工計画書	1	1	1	4		1-1-1-4	施工計画書
1	1	1	4	1~3		(略)	1	1	1	4	1~3		(略)
1	1	1	5		1-1-1-5	コリンズ(CORINS)への登録	1	1	1	5		1-1-1-5	コリンズ(CORINS)への登録
1	1	1	5	1		(略)	1	1	1	5	1		(略)
1	1	1	6		1-1-1-6	監督職員	1	1	1	6		1-1-1-6	監督職員
1	1	1	6	1~2		(略)	1	1	1	6	1~2		(略)
1	1	1	7		1-1-1-7	工事用地等の使用	1	1	1	7		1-1-1-7	工事用地等の使用
1	1	1	7	1~6		(略)	1	1	1	7	1~6		(略)
1	1	1	8		1-1-1-8	工事の着手	1	1	1	8		1-1-1-8	工事の着手
1	1	1	8	1		(略)	1	1	1	8	1		(略)
1	1	1	9		1-1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9		1-1-1-9	工事の下請負
1	1	1	9	1		(略)	1	1	1	9	1		(略)
1	1	1	10		1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10		1-1-1-10	施工体制台帳
1	1	1	10	1~4		(略)	1	1	1	10	1~4		(略)

改正後						現行							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	1	1	11		1-1-1-11	受注者相互の協力	1	1	1	11		1-1-1-11	受注者相互の協力
1	1	1	11	1		(略)	1	1	1	11	1		(略)
1	1	1	12		1-1-1-12	調査・試験に対する協力	1	1	1	12		1-1-1-12	調査・試験に対する協力
1	1	1	12	1~4		(略)	1	1	1	12	1~4		(略)
1	1	1	13		1-1-1-13	工事の一時中止	1	1	1	13		1-1-1-13	工事の一時中止
1	1	1	13	1~3		(略)	1	1	1	13	1~3		(略)
1	1	1	14		1-1-1-14	設計図書の変更	1	1	1	14		1-1-1-14	設計図書の変更
1	1	1	14	1		(略)	1	1	1	14	1		(略)
1	1	1	15		1-1-1-15	工期変更	1	1	1	15		1-1-1-15	工期変更
1	1	1	15	1	1. 一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。	1	1	1	15	1	1. 一般事項	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。
1	1	1	15	2	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	2	2. 設計図書の変更等	受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	15	3	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	3	3. 工事の一時中止	受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

改正後						現行							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	1	1	15	4	4. 工期の延長	受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	4	4. 工期の延長	受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	15	5	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると確認された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	5	5. 工期の短縮	受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると確認された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	16		1-1-1-16	支給材料及び貸与品	1	1	1	16		1-1-1-16	支給材料及び貸与品
1	1	1	16	1~9		(略)	1	1	1	16	1~9		(略)
1	1	1	17		1-1-1-17	工事現場発生品	1	1	1	17		1-1-1-17	工事現場発生品
1	1	1	17	1~2		(略)	1	1	1	17	1~2		(略)
1	1	1	18		1-1-1-18	建設副産物	1	1	1	18		1-1-1-18	建設副産物
1	1	1	18	1~7		(略)	1	1	1	18	1~7		(略)
1	1	1	20		1-1-1-20	工事完成検査	1	1	1	20		1-1-1-20	工事完成検査
1	1	1	20	1	1. 工事完成 通知書	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	1	1. 工事完成 通知書	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	20	2~7		(略)	1	1	1	20	2~7		(略)
1	1	1	20A		1-1-1-20A	出来高検査	1	1	1	20A		1-1-1-20A	出来高検査
1	1	1	20A	1	1. 一般事項	受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、出来高に係わる検査を受けなければならない。	1	1	1	20A	1	1. 一般事項	受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、出来高に係わる検査を受けなければならない。

改正後						現行							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	1	1	20A	2	2. 出来高資料の提出	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20A	2	2. 出来高資料の提出	受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	20A	3~6		(略)	1	1	1	20A	3~6		(略)
1	1	1	20A	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20A	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	20B		1-1-1-20B	中間検査	1	1	1	20B		1-1-1-20B	中間検査
1	1	1	20B	1~5		(略)	1	1	1	20B	1~5		(略)
							1	1	1	22		1-1-1-22	部分使用
							1	1	1	22	1		(略)
1	1	1	22	2	2. 部分使用の検査	受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査に準じた検査を行い、品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。	1	1	1	22	2	2. 部分使用の検査	受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査に準じた検査を行い、品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。
1	1	1	23		1-1-1-23	施工管理	1	1	1	23		1-1-1-23	施工管理
1	1	1	23	1~9		(略)	1	1	1	23	1~9		(略)
1	1	1	24		1-1-1-24	履行報告	1	1	1	24		1-1-1-24	履行報告
1	1	1	24	1		(略)	1	1	1	24	1		(略)
1	1	1	24A		1-1-1-24A	使用人等の管理	1	1	1	24A		1-1-1-24A	使用人等の管理
1	1	1	24A	1~2		(略)	1	1	1	24A	1~2		(略)
1	1	1	25		1-1-1-25	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	25		1-1-1-25	工事関係者に対する措置請求
1	1	1	25	1~2		(略)	1	1	1	25	1~2		(略)
1	1	1	26		1-1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	26		1-1-1-26	工事中の安全確保
1	1	1	26	1~18		(略)	1	1	1	26	1~18		(略)
1	1	1	27		1-1-1-27	爆発及び火災の防止	1	1	1	27		1-1-1-27	爆発及び火災の防止
1	1	1	27	1~2		(略)	1	1	1	27	1~2		(略)
1	1	1	28		1-1-1-28	後片付け	1	1	1	28		1-1-1-28	後片付け
1	1	1	28	1		(略)	1	1	1	28	1		(略)

改正後						現行							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	1	1	29		1-1-1-29	事故報告	1	1	1	29		1-1-1-29	事故報告
1	1	1	29	1		(略)	1	1	1	29	1		(略)
1	1	1	30		1-1-1-30	環境対策	1	1	1	30		1-1-1-30	環境対策
1	1	1	30	1~9		(略)	1	1	1	30	1~9		(略)
1	1	1	31		1-1-1-31	文化財の保護	1	1	1	31		1-1-1-31	文化財の保護
1	1	1	31	1~2		(略)	1	1	1	31	1~2		(略)
1	1	1	32		1-1-1-32	交通安全管理	1	1	1	32		1-1-1-32	交通安全管理
1	1	1	32	1~13		(略)	1	1	1	32	1~13		(略)
1	1	1	33		1-1-1-33	施設管理	1	1	1	33		1-1-1-33	施設管理
1	1	1	33	1		(略)	1	1	1	33	1		(略)
1	1	1	34		1-1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	34		1-1-1-34	諸法令の遵守
1	1	1	34	1~3		(略)	1	1	1	34	1~3		(略)
1	1	1	35		1-1-1-35	官公庁等への手紙等	1	1	1	35		1-1-1-35	官公庁等への手紙等
1	1	1	35	1~9		(略)	1	1	1	35	1~9		(略)
1	1	1	36		1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	36		1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	36	1~2		(略)	1	1	1	36	1~2		(略)
1	1	1	37		1-1-1-37	工事測量	1	1	1	37		1-1-1-37	工事測量
1	1	1	37	1~6		(略)	1	1	1	37	1~6		(略)
1	1	1	38		1-1-1-38	不可抗力による損害	1	1	1	38		1-1-1-38	不可抗力による損害
1	1	1	38	1	1. 工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	38	1	1. 工事災害の報告	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。
1	1	1	38	2	2. 設計図書で定めた基準	契約書第30条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (以下、略)	1	1	1	38	2	2. 設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (以下、略)

改正後						現行							
編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	新条文(抜粋)	編	章	節	条	項	章節条項 (項目見出し)	現行条文(抜粋)
1	1	1	38	3	3.その他	契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1	1	1	38	3	3.その他	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。
1	1	1	39		1-1-1-39	特許権等	1	1	1	39		1-1-1-39	特許権等
1	1	1	39	1~3		(略)	1	1	1	39	1~3		(略)
1	1	1	40		1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	40		1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	40	1~5		(略)	1	1	1	40	1~5		(略)
1	1	1	41		1-1-1-41	臨機の措置	1	1	1	41		1-1-1-41	臨機の措置
1	1	1	41	1~2		(略)	1	1	1	41	1~2		(略)